

令和 5 年 3 月 14 日
公益財団法人東京観光財団

令和 5 年度インバウンド需要回復に向けたインフルエンサー招聘業務委託
委託事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

東京都及び東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）を活用し、「旅行地としての東京」の魅力を効果的に国内外に発信していく取組を行っている。

本事業では、インバウンド需要の早期回復を図るため、海外在住のインフルエンサー招聘による訪都促進に向けた PR を実施する。

ついては、最も優れた企画提案を選定するため、プロポーザル方式で委託事業者を募集し、企画審査会を実施する。

2 委託内容

仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額（消費税等諸税を含む）

金 36,700,000 円（税込）也

※各項目の内訳を記載すること。

4 契約の履行期間

令和 5 年 4 月 19 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

令和 5 年 3 月 14 日（火）※(7)を除き、全てビジネスチャンス・ナビ（以下「BCN」という。）を通じて行う。

希望申出方法については TCVB ホームページにて契約情報を参照のこと。

(2) 公募締切

令和 5 年 3 月 20 日（月）正午

(3) 企画審査会への指名通知

令和 5 年 3 月 22 日（水）

(4) 質問の受付期間

令和 5 年 3 月 22 日（水）から令和 5 年 3 月 24 日（金）正午まで

(5) 質問への一斉回答

令和 5 年 3 月 28 日（火）（予定）

※質問がなかった場合は、回答及び連絡は行わない。

(6) 企画提案書及び見積書の提出期限

令和 5 年 4 月 7 日（金）正午

(7) 企画審査会の開催

令和 5 年 4 月 13 日（木）

(8) 審査結果の通知

令和 5 年 4 月 19 日（水）までに行う。

6 企画提案に必要な提出物と提出方法

下記に示すものを、BCN を通じてデータにて提出すること。

全ての提出物について、提案者が特定できる事項を記載しないこと。

企画提案に当たっては、「8 選考の評価ポイント」に示す項目ごとの評価基準に留意すること。

(1) 提出物

ア 企画提案書

- ・書 式：A4 版横

文字サイズは 10.5 ポイント以上を目安とすること。

- ・言 語：日本語

- ・タイトル：「令和 5 年度インバウンド需要回復に向けたインフルエンサー
招聘業務委託」

下記の項目に従い作成し、各項目の番号を明記すること。

(ア) 関連実績

(イ) 会社概要、実施体制

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証を取得している場合は、認証書類の写しを会社概要記載ページに必ず含めること。（再委託先・協力先についても同様）
- ・上記認証を取得していない場合は、機密情報の管理体制について記

載すること。

・業務遂行にあたり協力先などがある場合はそれらも含めること。協力会社に社名の一部が含まれる場合等は記載に注意すること。

(ウ) 全体施策

対象市場・ターゲットを選定理由とともに明示し、実際の事業実施において留意すべき点の整理を含め、施策の全体像を記載すること。

(エ) 全体的なスケジュール

(オ) 海外在住インフルエンサー招聘による FAM トリップの企画・運営及び情報発信

・候補となるインフルエンサーを各市場1名（計6名）以上、招聘時期における起用可否、候補者のプロフィール、広告・発信効果、実績等を含め提案すること。

・インフルエンサーの情報発信方法（動画、ライブ配信等）、発信回数、コンテンツ案を提案すること。コンテンツ案の提案にあたっては、実際の東京の観光スポット案も含め提案すること。

・基本となる招聘までの調整及び、実際の招聘時の行程案等を明記すること。

(カ) 目標設定及び効果測定の実施方法案

目標とする項目と数値及び効果測定方法をスケジュールも含めて提案すること。

(キ) 上記(ア)～(カ)の概要一覧

概要一覧は下記8(1)～(4)に沿って1枚程度にまとめて記入すること。

イ 見積書

- ・仕様書の項目に沿った必要な経費の内訳及び見積総額を記載すること。
- ・見積総額は消費税等諸税を含んだ金額とすること。
- ・人件費、通信費、交通費、物品費等の項目も明記し、本事業遂行における全ての活動に係る費用を含むこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。キャンセルポリシーが定められている手配事項がある場合、その条件を見積書の備考欄等に明記すること。
- ・見積書（データ）の提出とは別に、見積金額（税抜）を期限までにBCNの所定欄に入力すること。

ウ 企画提案書及び見積書データ

- ・記名なしの企画提案書及び見積書のPDFデータを、BCNを通じて提出すること。

(2) 提出部数と提出体裁

以下に記載のとおり、自社名及びロゴマーク等のあるデータとないデータをそれぞれ用意して、提出すること。再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、社名の「あり・なし」の指定に関わらず、全ての提案書に明記すること。

提出物	自社名及びロゴ、会社印	提出方法
①企画提案書	なし	PDF データ各 1 部を BCN を通じて提出
	あり	
②見積書	なし	
	あり	

(3) 注意事項・企画提案応募の辞退

提出期限までに BCN でのデータ提出や、BCN への見積金額入力がない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。

7 企画審査会の実施方法・実施時間等

- ・実施日：令和 5 年 4 月 13 日（木）
- ・実施方法：オンライン(zoom 等利用)
- ・参加人数：各社 3 名以内とすること。
- ・各社の開始時間等詳細については別途通知する。
- ・指名通知後、接続テストの実施有無についての聞き取りを行い、希望する事業者には事前に接続テストを実施する。

8 選考の評価ポイント

企画審査会においては、TCVB が別途定める「令和 5 年度インバウンド需要回復に向けたインフルエンサー招聘業務委託事業者選定企画審査会実施要領」に基づき選考を執り行う。評価のポイントについては、下記のとおりとする。

(1) 全般について

- ・ 効率的かつ円滑に業務運営を行うための十分な類似業務の実績と業務体制が整っているか。
- ・ 対象市場やターゲットは、各国に対する入国制限やインバウンド需要の段階的な回復等を踏まえ、6 市場以上（米国、英国、フランスのほか、アジアパシフィックから計 6 市場）提案されており、十分な分析に基づいたターゲット設定になっているか。また、事業実施における留意点が十分に精査されており、実現性の高い施策となっているか。
- ・ 効率的かつ円滑に業務運営を行うための計画的かつ現実的な業務進行スケジ

ルールが提案されているか。

- (2) 海外在住インフルエンサー招聘による FAM トリップの企画・運営及び情報発信
- ・ 対象市場において訴求効果の高い情報発信ができる人物を提案しているか。
 - ・ 訪都促進につながる時機を捉えた効果的なスケジュールや、ターゲットや SNS のトレンドを踏まえた効果的な発信方法が提案されているか。
 - ・ 新たな旅のスタイルや新しい観光コンテンツ、再来訪意向の高い観光施設等を効果的に訴求する提案がされているか。また、コンテンツ案について、ポスト・コロナにおける東京の新たな魅力や東京の魅力的な観光体験（食・文化・自然・デジタル等）が提案されているか。
- (3) 効果測定方法
- ・ 各業務において、現実的な目標（内容及び数値等）が設定され、測定にあたっての具体的な方法が提案されているか。
 - ・ 目標達成に向けて、十分かつ有効な施策が提案されているか。
- (4) その他
- ・ 仕様書の項目毎の経費内訳及び提案価格に妥当性はあるか。
 - ・ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証を取得しており、協力会社においても機密情報を適正に管理できる体制となっているか。

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果は BCN を通じて通知する（決定した受託者名とその見積額含む）。なお、審査内容にかかわる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業者選定に関する質問については、質問受付期間中 BCN を通じ受け付ける。回答は期日までに BCN を通じて連絡する。

11 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに BCN にて辞退の手続きを行うこと。企画書を提出後にやむを得ず辞退となり、BCN にて手続きを行えない場合には、必ず辞退の旨担当まで E メールで連絡すること。

担当：小西 konishi@tcvb.or.jp、大幸（おおさか） kiki01@tcvb.or.jp

- (5) 応募者が仕様書に定めのない事項について提案し、その企画が採用された場合、応募者は当該企画を提出した見積の範囲内で実施することとし、その実施内容を別途特記仕様書に定めるものとする。
- (6) 本事業は令和 5 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 5 年度 TCVB 収支予算が令和 5 年 3 月 31 日までに TCVB 評議員会で承認されることを前提とするものである。

12 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：小西、大幸）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 6 階

電話：03-5579-2683

以 上